

大阪府アルコール健康障がい対策推進計画（平成 29 年度策定） 概要版

位置付け

アルコール健康障害対策基本法(平成 25 年法律第 109 号)第 14 条第 1 項の「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」として策定

計画の対象期間

平成 29（2017）年度から 7 年間（2023 年度まで）

取組みの方向性

1. 治療と回復及び相談体制の強化
2. 発生・進行・再発の各段階に応じたアルコール健康障がい対策の実施

主な取組み

【アルコール専門医療機関・相談機関の明確化】

- ・治療拠点機関と相談拠点機関の情報提供
- ・アルコール依存症の専門的治療を行う医療機関の情報提供

【関係機関の連携体制の強化と支援体制の整備】

- ・医療・保健・福祉・教育・自助グループ等の連携体制の構築
- ・研修や事例検討会による支援スキルの向上

【身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携強化】

- ・身体科における簡易介入法や連携方法のマニュアル作成
- ・研修等の機会による周知
- ・連携による早期発見・早期治療

【発生予防・再発予防の充実】

- ・飲酒に伴うリスク、不適切な飲酒等についての啓発の推進
- ・未成年者等の不適切な飲酒に対しての指導・取締りの実施
- ・回復支援を行う自助グループや関連団体への支援
- ・地域生活支援充実のための施策の推進

目標数値

1. 未成年飲酒者をなくす

| | 中学3年 | 高校3年 |
|----|------|-------|
| 男性 | 7.2% | 13.7% |
| 女性 | 5.2% | 10.9% |

平成26年(2014年)



0%

平成33年(2021年)

2. 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者を減らす

1 日平均純アルコールで、男性 40g（日本酒換算で 2 合）以上、女性 20g（日本酒換算で 1 合）以上

| | 府(※1) | 国(※2) |
|----|-------|-------|
| 男性 | 17.7% | 13.9% |
| 女性 | 11.0% | 8.1% |

※1: 平成26年・27年の平均値

※2: 平成27年



| | |
|----|-------|
| 男性 | 13.0% |
| 女性 | 6.4% |

平成33年(2021年)

3. 妊娠中の飲酒をなくす

4.3%

平成 25 年度(2013 年度)



0%

平成 33 年度(2021 年度)

4. 身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携を強化する

研修受講者 0 人

平成 28 年度(2016 年度)



研修受講者 1,000 人

平成 35 年度(2023 年度)

注: 1~3 は国の「アルコール健康障害対策推進基本計画」の目標年度・数値

推進体制

◇アルコール健康障がい対策連絡会議（庁内会議）

政策企画部、府民文化部、福祉部、商工労働部、環境農林水産部、都市整備部、教育庁、大阪府警察、健康医療部（地域保健課が事務局）が参画

◇アルコール健康障がい対策部会（関係者会議）